



NEWSLETTER

《企業法制と法創造》総合研究所
知的財産法制研究センター

国際知的財産セミナー(2009/1/17 開催)

「欧州主要諸国における知的財産エンフォースメント：その現状と将来的展望」



2009年1月17日、早稲田大学小野記念講堂で、国際知的財産セミナー「欧州主要諸国における知的財産エンフォースメント：その現状と将来的展望」が行われた。第1部では基調講演と報告が、第2部ではパネルディスカッションが行われ、質疑応答の後は講演者とパネルを囲んでの懇親会があった。

「欧州知財の空に垂れ込める雲および天気予報」というテーマで行われたヨーゼフ・シュトラウス教授の基調講演では、1)EUにおける知財法の現状の特異性、2)EU/欧州特許条約(EPC)の課題 - Warf に対する拡大審判部(EBA)の判断、3)欧州特許庁(EPO)長官による、コンピュータプログラムの特許性に関する拡大審判部(EBA)への付託、4)欧州委員会の製薬業界に対する分野別調査 - 特許法の一部側面、5)天気予報の順に行われた。

最後の天気予報では、欧州の知的財産エンフォースメントの将来を「曇り」と予想しながら、知財保護、特に特許に対するリップサービスを終了し、日本、米国や例えば中国が策定、実行している知的財産権戦略に積極的に取り組むべきときであるとした。

続いてステファン・ルーギンビュール氏が「EU

と欧州特許機構による知的財産エンフォースメント調和の動き」というテーマで報告された。欧州における一元的特許訴訟制度の創設や、統一された欧州特許法に基づき、単一の言語で実施される特許付与のための一括手続である欧州特許条約(EPC)について言及したあと、欧州における特許訴訟に関連する問題は、共通の欧州特許訴訟制度がないということを指摘した。EPCの適用および解釈の調和が不完全であり、管轄権を有する裁判所／権威機関が過多で裁判官の資格や経験が不均衡であること、複数の訴訟、高い費用と遅延、民事訴訟手続の違い、フォーラムショッピングなどがその原因である。

最後に、今後の作業(2009年)として、1)EU特許裁判所に関する協定案の交渉を継続、2)訴訟手続規則に関する作業の開始、3)EU理事会から欧州委員会への第三国との国際条約交渉権限付託(EC条約第300条第1項)、4)ECJへの意見請求(EC条約第300条第6項)を紹介された。

マイケル・エルマー氏は「グローバルな知財・特許訴訟：フォーラムショッピングの新秩序、ヨーロッパとアジアに関する米国の視点」というテーマで報告された。2002-2008年の調査で、グローバルな知財・特許訴訟の「勝訴率」データが明らかになったことを提示しながら、この勝訴率がグローバルなフォーラムショッピングの重要要素であるとした。データによると、米国バージニア東地区とウィスコンシン西地区が最も審理が速い地区(特許権者の裁判勝訴率：68%と66%)であり、ペンシルベニア東地区とフロリダ中央地区が特許権者の裁判勝訴率が最も高く(75%)、フロリダ中央地区は損害賠償の中央値が低かった(30万ドル)。これらデータに基づいてみると、特許権者として特許訴訟を起こすべき米地裁はウィスコンシン西地区である。ここはまもなく米国

R
CLIP

で最も特許訴訟が多い地裁の10傑入りを果たす。一方、被疑侵害者として特許訴訟を起こすべき米地裁は、カリフォルニア北地区であろう。

世界のどこで訴訟を起こすか?いかなる国、いかなる訴訟当事者にも共通の4つの重要な問いとして、1)費用がいくらかかるか、2)期間がどれくらいかかるか、3)何が得られるか、4)訴訟はうまくいくか(勝算はどれくらいか)がある。

これを踏まえて、米国の視点から欧州の訴訟をみると、1)被疑侵害者はイギリス(ロンドン特許裁判所)で訴訟を起こし、できれば反訴を避けるために欧州特許庁(EPO)に異議申立をしたくなる。2)ドイツは効率的で優れた特許法廷と考えられる。デュッセルドルフでは特許権者の勝訴率が高い(およそ60%、データは不明)。3)フランスは特許権者にとって好ましい法廷地であり、グローバルな証拠開示手続きからみても好ましい。トップ10の中では、確かなデータに基づく過去の勝訴率が欧州一高い(約40%)、と紹介した。エルマー氏の報告に関しては、データに関するたくさんの質問があった。

(RC 張睿暎・東京都市大学専任講師)

第1部に続き、英国特許カウンティ裁判所からマイケル・ファイシュ裁判官、ローマ地方裁判所知的財産部からガブリエラ・ムスコロ博士、ドイツ最高裁判所からター・マイヤーベック博士を招き、東京高等裁判所の三村量一判事及びRCLIPセンター長高林龍教授がコメンテーターとして参加して、ワシントン大学竹中俊子教授(早稲田大学客員教授)の司会により「EU 知的財産エンフォースメント指令発行に伴う国内法改正の現状」と題するパネルが行われた。

冒頭、竹中教授からEU知財エンフォースメント指令制定に至る過程などが簡単に紹介され、これに続いて、ファイシュ裁判官、ムスコロ博士及びマイヤーベック博士の3名のパネリストから、それぞれイギリスの視点、イタリアの視点及びドイ

ツの視点で、同指令に基づき各国で整備された国内法の概要及び将来の課題などが報告された。



先ずファイシュ裁判官は、EU指令制定の目的などを解説した上で、コモンローに基づく法体系を持つイギリスにおいては同指令の国内法に与える影響が微々たるものとなっていることを指摘した。すなわち、コモンロー上の救済措置は過去150年にわたり進歩発展を遂げてきており、EU指令の規定の大半は既に確立していた法慣行を単に成文化したに過ぎず、国内法に導入された変更点は表面的な性格を帯びるに止まっていると説明がされた。

続いてムスコロ博士によって、イタリアにおける知財訴訟に関し、知財訴訟を扱う専門部の組織、通常訴訟と緊急訴訟における手続の概要、秘密情報保持のための訴訟上の手続などについて、その内容が解説された。博士は、最後に、EUは実体法についての調和を実現したが今後は手続法の調和を図る必要性が高いことを指摘し、仮に完全な調和が困難である場合でも、各国実務家がベスト・プラクティスを共有する等の努力が必要である点を強調した。

マイヤーベック博士は、先ずTRIPS協定がEU指令の土台となっている点を指摘した上で、TRIPS協定、EU指令及びドイツ国内法の各規定を適宜対照しつつ、EU指令によるドイツ国内法の変更点及びその影響について解説した。特に、EU指令6条が定める証拠収集手続のルールを国内法に導入したことはドイツの司法制度において重要な変化となった点が指摘され、また、損害

賠償に関する指令13条(a)については、これが曖昧で複数の解釈が可能な文言となっているがおそらくは従来の確立したドイツ判例に則った形で解釈がなされるであろうとの見解が示された。

パネリストの報告に続いて、2名のコメントーターによるコメントがされた。三村判事からは、特許法104条の3の影響と推測される特許権侵害訴訟の昨今の減少傾向、改善多項制下における特許無効審判と訂正をめぐる手続の混迷状態、即時救済手続の本案訴訟化など、知的財産侵害訴訟の現状における問題点が指摘された上で、訴訟手続上の秘密情報の保護及び損害賠償の算定に関する特許法上の規定が紹介された。また、高林教授からは、19世紀にドイツの民事訴訟法を参考に作られその後米国などのコモンローの影響を受けて変容してきた日本の民事訴訟法及び特許法の手続規定は、ドイツから承継した主張立証責任の分配という原則を維持しつつ、いかに相手方に有効に証拠を提出させるかという形で発展してきたものであり、この変容及び発展過程における経験は、EUにおいても参考になり得る点が指摘された。

以上に引き続き、パネル間での活発なディスカッションが行われた。

(RA 五味飛鳥)



❖ RCLIP 第25回研究会(2009/2/28 開催)

「日本及び米国における特許の有効性に関する紛争処理手続の将来像」

【講師】工藤敏隆（早稲田大学《企業法制と法創造》総合研究所客員研究員・弁護士）



第25回RCLIP研究会は、「日本及び米国における特許の有効性に関する紛争処理手続の将来像」と題するテーマについて、早稲田大学国際会議場第2会議室において行われた。

報告では、まず、日本及び米国における特許の有効性に関する紛争処理手続について、歴史的背景や、憲法及び訴訟法上の基本原則、並びに手続を運営する組織及び判断権者のバックグラウンドなどの観点から比較を行った上で、現行制度の課題が明らかにされた。すなわち、日本においては、侵害訴訟における無効判断については特許法104条の3の新設によって一応の解決を見ているが、無効審判・審決取消訴訟ルートとの併存による"ダブル・トラック"の適切な運営が課題となっている。また、日本の特許侵害訴訟においては、無効理由の存在を理由とする請求棄却率が高く、近時では、特許権者が権利行使を躊躇する傾向が生じている。他方、米国では、先願主義への移行を主眼とした一連の特許法改正案において、有効性をめぐる紛争の迅速・費用低廉な解決のための付与後異議手続の創設や、フォーラムショッピング（法廷地漁り）防止のための侵害訴訟の裁判地の制限が盛り込まれているほか、別の法案においては、特許事件の集中配てんの試験的实施が提案されている。しかしながら、それらの実現の

R
CLIP

見込みは不透明である。

報告者からは、米国については、中立的専門家の活用により、争点整理や事実認定における技術的専門性への対応能力の向上を図ることが提案された。さらに、専門訴訟一般も含めた方向性として、連邦裁判所間の全国的・広域的連携や裁判官相互の連携や、真実解明や後見的補助の観点からの受訴裁判所による能動的な手続管理の必要性が示唆された。また、日本に対しては、無効審判請求不成立の場合の一事不再理効の拡大や、無効審判の請求適格の限定などが提案され、それらについて、米国法における特許無効確認訴訟や付与後異議手続の当事者適格論や、民訴法の争点遮断効の議論を参照する余地があることが示唆された。

報告の後には、会場の参加者との間で、日米における侵害訴訟と訂正の関係や、侵害訴訟の確定判決に対し、後の特許無効判断が再審事由となるか否かについての諸外国の例、さらには審決の一事不再理効のあり方などについて、活発な質疑応答が行われた。末筆となったが、参加者の皆様から会場で頂いた貴重なご意見に、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる。

(客員研究員 工藤敏隆)

❖国際シンポジウム：

中国新特許法の注目点と留意点 (2009/3/18)

2009年3月18日、早稲田大学小野講堂で、170人以上の参加をえて、国際シンポジウム「中国新特許法の注目点と留意点」が開催された。本シンポジウムは、早稲田大学国際産学官連携本部が主催し、GCOE「企業法制と法創造」総合研究所、早稲田大学知的財産権法制研究センター(RCLIP)が共催する形で行われたものである。開会に当たって、早稲田大学理工学術院教授・常任理事である堀越佳治教授と、早稲田大学法学学術院院長・GCOE 拠点リーダーである上村達男

教授から挨拶があり、早稲田大学知的財産権法制研究センター・センター長である高林龍教授の司会の下で、基調講演とパネルディスカッションの2部構成に分けて行われた。



基調講演

第一講演者は中国全人代常務委員会法制工作委员会经济法室副室長の袁杰氏である。袁杰氏は、「新特許法策定過程における議論の焦点」をテーマとし、今回特許法改正の四つの目標を紹介しながら改正点を概説した。

第1点目は、特許制度を改善することによって保護レベルを上げることである。これに基づいて改正されたポイントは、以下の通りである。1. 「一つの発明に対して一つの特許」という原則を明確にしたこと。2. 公知技術の概念の導入によって権利授与の基準を相対的な新規性から絶対的な新規性に変えたこと。3. 意匠に対する保護のレベルを上げること。4. 特許権をめぐる紛争処理の効率と正確性をあげること。

第2点目は、権利者の合法的な権益を擁護することによって、イノベーションを促すことである。具体的な改正点は、以下の通りである。1. 模倣行為などに対して特許管理部門に摘発する権利を与えたこと。2. 最高罰金を20万円に引き上げたこと。3. 侵害行為を止めるために要した合理的な費用は権利侵害行為の賠償に含まれること。4. 証拠保全の規定を設けたこと。5. 特許出願や特許権者が外国人に権利を譲渡する際の

手続きが簡素化されたこと。

第3点目は、特許の実施を促進することである。それによって、1. 共有特許権者が単独実施及び通常実施権を単独で許諾することが可能となった。2. 強制実施許諾制度はさらに改善され、特許を実施しないまたは実施が不十分である場合や特許権を濫用する行為が行われた場合は、強制実施許諾の対象になる。また、公共利益のために国家は強制実施許諾を命ずることもできるようになる。3. 並行輸入の場合や行政審査に必要な情報を提供するために行った特許品の実施行為の場合は侵害行為ではないと明記した。

第4点目は、中国が加盟した国際条約との整合性に留意し国外の有益な経験を鑑みることである。

第二講演者は、中国人民大学教授である郭禾氏である。郭氏は「新特許法におけるエンフォースメントと権利濫用の制限」をテーマとして、特許権濫用の概念について理論分析を行った上で、具体的な制度の面から中国の特許法の第3回修正案における特許権濫用にかかわる主な条項について分析を行い、これらの条項が特許権の濫用行為をどの程度抑止できるかについて考察を加えた。

まず、「権利濫用」については、二つの特徴があると分析し、一つは、特許権を行使する行為があることが前提となることであり、もう一つは、特許権の濫用とは当初特許権を設定した目的に反する権利行使行為でなければならないということである。すなわち、他人、公衆、あるいはほかの特定の者の利益が侵害されることが必要である、と指摘した。

次に、新特許法における権利濫用を制限できる規定について、次のように紹介した。

1. 強制実施許諾に関する規定である。同規定が適用される場面は、四つがあって、①は特許を実施しないまたは実施が不十分である場合、②は独占あるいは競争が制限される場合、③は国の経

済状況や公衆の健康にかかわる場合、④は二つの特許の間に利用関係があるが、先願発明の特許権者が、のちにその技術や発明を基に改造をした人の技術の特許の許諾を禁止している場合である。

2. 公知技術による抗弁に関する規定である。同規定によって、裁判官は無効宣告の手続きが終わらなくても、かかる特許あるいは実施された技術が公知技術かどうかに基づき特許権の有効性について直接判断することができるようになった。そして、権利者が公知技術を知りながら権利侵害を訴えたところ、権利侵害の被疑者に損害賠償をせよと命じられたという中国の裁判例を挙げて、公知技術の抗弁は、特許権の濫用行為を抑制するために、ある程度の役割を果たすことができると説明した。

3. 実用新案と意匠に関するものの侵害訴訟において、特許の有効性について分析評価したものをレポートとして出すように求める規定である。この規定によって、公知技術をもって意匠や実用新案を出願し、取得し、他人に対して権利侵害だという訴えを起こすケースにハードルを高くになるので、ある程度の抑制効果がある。

4. 並行輸入に関する規定である。今回の改正では、並行輸入を明確にし、権利の消尽についての規定を輸入権に直接適用するようになった。並行輸入が合法的になると貿易がよりスムーズになり、他国で相応する特許権が実施された場合、特許権を実施した製品は特許権が消尽し、それが中国に輸入されることになるので、不十分に特許権を実施する者、あるいは実施しない者に対して一つの制約になる。

5. 医薬品、医療機器の行政許認可に関する例外規定も、権利濫用を抑制するに一定の効果があるという。

三人目の講演者は、天津大学法学学科学科長の劉曉純氏である。劉氏は「特許法改正案の国際ルール適用について」をテーマとして、公衆の健康の観点から、新特許法において国際ルールを反映

R
CLIP

した内容の意義及びその留意点について報告した。

まず、公衆の健康の目的のために付与する強制実施許諾に関する規定については、同規定が2005年12月に修正されたTRIPS協定に基づいて修正したものと説明した上で、同規定の意義について、①突発的な公衆の健康問題の対処に役立つ。②国際産業の発展を支えるのに有益である上、良好な国際イメージが形成される。③中国の知的財産権法律制度がTRIPS協定との整合性を持つためにも貢献する、と紹介した。

そして、同規定が実施する際に、①公衆の健康問題に関し強制実施許諾を申請する主体の適格の問題、②公衆の健康の目的のために下した強制実施許諾が適用の範囲という問題について留意すべきである、と指摘した。

パネルディスカッション

パネルディスカッションは、コメンテーターである早稲田大学グローバルCOE研究員の兪風雷氏がパネルディスカッションの進行役を兼任する形で行われた。



まず、兪氏は、今回改正の経過を踏まえた上で、中国新特許法に残された問題点を次のように指摘した。

1、職務発明に関する規定である。現行法第6条に職務発明に関する規定を設けているが、同規定には、発明創造の原始的権利の帰属、職務発明と非職務発明の境界画定、その移転問題、さらに

は職務発明の出願権や報奨・対価に関する権利などの問題については、曖昧な問題があるにもかかわらず、今回の中国の特許法の改正では、より良いかたちで明確な答えを出すことはできなかったことを指摘した。

2、代理制度における問題である。今回の改正では、渉外代理機構の指定や許認可が撤廃されたが、特許代理人の法的地位は依然として91年の立法水準にとどまっている。現行代理制度では、中国知識財産権局が許可を与えた特許代理機構しか代理の仕事をする事ができないため、特許代理人は単独の名義で特許代理のサービスや活動を行うことはできない。したがって、このような体制は特許代理人の営業自由権だけではなく、発明者、特許出願をする企業がサービスを受ける際の選択肢も制限されたと指摘した。

3、行政と司法に関する問題である。中国では特許権の紛争において、行政手段と司法の手続きによって二重保護を行っている。しかし、この制度では、特許権侵害紛争は純粋な私法規範で調整すべき対象であるにもかかわらず、国の行政管理部門が介入することが可能である。そして、地方の特許行政管理部門が行った特許紛争行政裁定を不服として、当事者は行政訴訟法に基づき、行政訴訟によって法律的な救済を求めた場合、裁判所は、行政決定の合法性について審査を行わなければならない。ところが、権利侵害行為当事者間の具体的な権利と義務の関係に直接かかわるものではないので、結局当事者の権利を守ることができなくなる。

そこで、兪氏は、特許権の権利確認紛争案件及び知的財産権の民事紛争案件において、早急な知的財産権の専門高等裁判所の設置によって、法律執行の基準の統一を図ることを提言した。

引き続き、基調講演を行った三人の講演者を加えパネルディスカッションが行われた。なお、本シンポジウムの模様は日中新聞（日本版人民日報）

R
CLIP

で報道された。内容の詳細については、「企業と法創造」第18号に連載される予定であるので、そちらを参照されたい。

(RA 石 飛)

❖ RCLIP 第26回研究会 (2009/3/27 開催)

「フェアユースと著作物使用者の権利」

【講師】張 睿暎・早稲田大学《企業法制と法創造》総合研究所助手 (当時)



第26回 RCLIP 研究会は、「フェアユースと著作物使用者の権利」というテーマで行われた。報告ではまず、著作権の拡大の傾向とその理由としての「立法政策形成過程におけるバイアス」について指摘したあと、崩れてしまった権利者と著作物使用者(ユーザ)の間のバランスをとるための試みとしての二つのアプローチ(英米法における「何がフェアなのか」というのと、大陸法における「どのような権利と例外が要求されるか」)を紹介した。

時代の変化に対応するために例外規定を使用することが実質的に難しい大陸法系の考え方では、対応に限界があるというので、諸変化に柔軟な対応できる「フェアユース」が有用であることをみたあと、日本や韓国におけるフェアユースの導入の議論も紹介した。

しかし、権利者中心主義の現存体制では、フェアユースの運用だけでは完全に対応できない問題もある。「著作権(copyright)を財産権(property)とみる限り、ユーザの権利云々で議論

に勝つことはできない。」という意見もあるように、現在の著作権制度の中でフェアユースは「(狭義の)権利」ではなく、「訴訟上の抗弁」にすぎない。著作権侵害訴訟においてフェアユースの抗弁の勝率もさほど高くないのが実情である。また、米国著作権法の特性上、どうしても経済的アプローチになるので、社会文化的考慮が足りなくなると、著作者の立場からみても、フェアユースを退ける判断において、人格権的な要素がほとんど考慮されないからである。

このように、既存の著作権制度の中で、著作物使用者(ユーザ)が論じられる場面は少なく、ユーザはただの受動的な意味の「消費者」、もしくはコミュニケーションにおける送り手の相手としての「受け手」としてしか認識されなかった。

しかし、急速な技術発展により、著作物の創作と消費、そして二次創作のパターンが変化し、ユーザの地位も変化している。現代のユーザは著作物をただ消費するのではなく、文化的創作物や情報を受信し、インタラクティブな相互作用を通じて更なる創作までする「創作的ユーザ」になったのである。

このようなユーザ概念の変化による多様性を尊重できるようなアプローチとして、著作権者とユーザを対等な位置において考慮できる、著作権法の枠に囚われない新しい利益衡量の枠組みとして「基本権に立脚した利益衡量アプローチ」を紹介した。

報告の後は、会場の先生方からたくさんのご指摘やご意見をいただいた。それらを踏まえて更に内容を補強したものは、2009年度版知財年報に掲載する予定である。

(RC 張睿暎・東京都市大学専任講師)



アジア知的財産判例データベース進捗状況

http://www.21coe-win-cls.org/rcclip/db/

道され、RCLIP の活動に対する関心の高さがうかがえる。(グローバル COE 研究員 兪 風雷)

中国 DB プロジェクトの進捗状況

中国 DB の新たな補強として、2008 年度中国の判例 111 件が追加された。

また、中国三名の先生を招聘し、3 月 18 日に早稲田大学小野梓記念講堂で国際シンポジウム「中国新特許法の注目点と留意点」が開催された。

タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、422 件の判例が掲載されている。今年は、50 件の判例が追加される予定である。

(RC 今村哲也)

インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

現在計 100 件の判例が掲載されている。2009 年 3 月に新たに 25 件を受け取り、現在掲載準備中である。

(RA 志賀典之)

ベトナム DB プロジェクトの進捗状況

昨年ベトナム人民最高裁と間で交渉を行い収集する判例に関して数値的な目標が設定されたが、本年はこの目標の実現のため、同裁判所とより密接に連絡を取り、具体的な作業を順次進めていく予定である。

(RC 五味飛鳥)

韓国 DB プロジェクトの進捗状況

現在 RCLIP データベースには総計 89 件の韓国の知的財産権判例が登載されているが、2009 年 4 月 16 日に、新たに 30 件が追加された。今回の作業には韓国ソウルの漢陽大学法科大学の「知的財産・情報法センター」が協力してくれている。今年度にも、更に 30 件を追加する予定である。

(RC 張睿暎)

台湾 DB プロジェクトの進捗状況

現在、台湾 DB に掲載されている裁判例は、合計 514 件ある。2009 年度には、さらに 60 件の判例が追加される予定である。

(研究助手 陳柏均)

欧州 DB プロジェクトの進捗状況

ワシントン大学のご協力のもと、2009 年 3 月までに、ドイツ判例 50 件、フランス判例 30 件、そしてイタリア判例 40 件を受け取り、現在データベース搭載の準備を進めている。

(研究助手 小川 明子)



当日は 170 名を越える聴衆が参会し、人民日報海外版・日中新聞 (2009 年 3 月 31 日) にも報



事務所だより

4月に入って麗らかなお天気が続き、今年の桜は長く楽しめました。こんな時期には、冬の寒さも、熱帯地域かと思えるような近年の夏の暑さも忘れ、日本に生まれて本当に良かったと思えます。

さて、新年度となり RCLIP に、分室での業務にあたる茶島寿美、上條千恵美の二名が加わりました。茶島は事務全般を、上條は英文関係の業務を担当します。本年度は厳しい予算状況に加え、企業の研究助成縮小等、RCLIP も厳しい経済情勢と無縁ではられないようですが、事務所では RCLIP の活動がより活発かつ快適に進められるように、メンバーの皆さんのサポートをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。茶島は月曜から金曜、上條は火、木、金曜と分室におりますので、どうぞお気軽にお立ち寄りください。

今後の研究会、セミナーの予定は次の通りです。

<RCLIP 国際知財戦略セミナー>

「日本企業と特許訴訟：フォーラムショッピングによる攻撃的特許戦略」

【日時】 2009年5月9日(土) 13:00~17:20

【場所】 早稲田大学小野記念講堂

【内容】

総合司会：高林龍（早稲田大学法学部・法務研究科教授）

挨拶：上村達男（早稲田大学法学学術院長／GCOE《企業法制と法創造》総合研究所拠点リーダー）

第一部：「米国連邦裁判所におけるフォーラムショッピング戦略」

ジョン・リビングストーン氏(フィネガン・ヘンダーソン法律事務所)

第二部：「欧州アジア主要国裁判所におけるフォーラムショッピング」

【司会】竹中俊子（ワシントン大学ロースクール教授）

【パネリスト】

崔曉光氏（北京知識産権代理有限公司）

村田真一氏（兼子・岩松法律事務所）

リチャード・プライス氏（テイラー・ウェッシング法律事務所）

❖お申し込みはこちら

<http://www.21coe-win-cls.org/gcoe/info/reservation.php?sid=10564>

<RCLIP 国際知財戦略セミナー>

「欧米特許判例の最新動向：ビルスキ・シーゲート CAFC 判決に基づく特許戦略」

【日時】 2009年6月26日(金) 17:30~19:50

【場所】 早稲田大学小野記念講堂

【内容】

総合司会：高林龍（早稲田大学法学部・法務研究科教授）

第一部：「ビジネス方法・ソフトウェア関連発明の特許保護」

【司会】竹中俊子（ワシントン大学ロースクール教授）

【講演者】

米国：ダグ・ステュワート氏（ドーシー・ホイットニー法律事務所）

欧州：マティアス・ボッシュ氏（ミュンヘン、Bosche Jehle）

第二部：「シーゲート判決後の特許侵害鑑定書実務」



【司会】竹中俊子（ワシントン大学ロースクール教授）

【講演者】ポール・マイクルジョン氏（ドーシー・ホイットニー法律事務所）

【コメント】マティアス・ボッシュ氏

<RCLIP 第28回研究会>

「スペアパーツの意匠保護に対する権利制限の可能性とその妥当性
—主として米国における議論の状況とその内容を中心に—」

【日時】2009年7月17日(金) 18:30～20:30

【場所】早稲田大学8号館3階大会議室

【報告者】今村哲也（明治大学情報コミュニケーション学部専任講師）

編集・発行

早稲田大学グローバルCOE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/>